



あ国運協発第6号  
平成31年1月10日

あきる野市長 澤井 敏和 殿

あきる野市国民健康保険運営協議会  
会長 臼井 建

あきる野市国民健康保険税の改正について（答申）

平成30年8月28日付あ市保発第129号をもって諮問のあった標記の件について、本運営協議会において審議した結果、下記のとおり答申する。

#### 記

本運営協議会では、あきる野市長から「あきる野市国民健康保険税の改正について」の諮問を受け、平成30年10月2日、11月27日及び12月19日の3回にわたり慎重に審議を行った。

国民健康保険税の賦課方式は、全国的に3方式又は4方式の市町村が多い状況にあるが、本市及び島しょ地域を除く都内全ての市区町村では2方式（所得割、均等割）が採用されている。将来的な保険料水準の平準化という東京都の運営方針がある中、本市においても平等割を廃止した2方式とし、周辺地域と同一の賦課方式にすることが被保険者にとって理解しやすいのではないかと考える。

また、改定内容は、世帯別に賦課する平等割を廃止し、一人当たりで賦課する均等割を引上げるものであるが、増加を続ける単身世帯には負担が軽減される改正であり、負担の公平性を確保することからも有効な方法である。

しかし、均等割の引上げは、多身世帯のような人数の多い世帯には税負担が増える改正であり、審議においては諮問内容に賛成できないとの意見もあった。世帯人数の多さによる負担はやむを得ないと理解するものの、税負担が増える子育て世帯を支援する施策を幅広く検討していく必要があると考える。

本運営協議会としては、世帯の所得に応じた応益分（均等割、平等割）の軽減制度がある中、激変緩和措置として3年かけて段階的に改正する一定の配慮がなされることもあり、諮問書に示されている改正内容について妥当であると判断するが、併せて多身世帯への負担軽減対策についても検討されたい。

## 1 答申内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を廃止する。
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、  
20,000円を26,200円に改正する。
- (3) 世帯別平等割額の廃止に当たっては、次のとおり段階的に改正する。

区 分		現 行	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)
基礎課税額 (医療給付分)	所得割	5.03%	5.03%	5.03%	5.03%
	均等割	<u>20,000 円</u>	<u>22,100 円</u>	<u>24,200 円</u>	<u>26,200 円</u>
	平等割	<u>10,800 円</u>	<u>7,200 円</u>	<u>3,600 円</u>	<u>0 円</u>
後期高齢者 支援金等課税額	所得割	1.62%	1.62%	1.62%	1.62%
	均等割	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
	平等割	—	—	—	—
介護納付金課税額	所得割	1.53%	1.53%	1.53%	1.53%
	均等割	12,000 円	12,000 円	12,000 円	12,000 円
	平等割	—	—	—	—

## 2 実施時期

平成31年4月1日（平成31年度分の国民健康保険税から適用する）

## 3 運営協議会での主な審議意見（要旨）

- (1) 全国で見るとあきる野市と同規模の保険者は3方式以上の賦課方式が多いという認識であるが、平成30年度からは保険者が都道府県化となり東京都で統一して取り組む方針がある中、2方式に合わせた方が混乱はないと思う。  
また、改めて一人世帯の割合も多いと認識させられ、公平性を保つ意味でも平等割を廃止することで良いと考えている。世帯の人数が多くても一定の収入がある人の割合も多いため、値上げ幅も容認できる範囲ではないかと考える。
- (2) 東京都の方針に基づく流れの中でもあり、所得に対しての軽減もあるので、多少負担はあるが諮問のとおり改正で仕方がないと思う。

- (3) 今回の改正は、激変緩和措置として1年で実施するところを3年かけて改正する配慮がされているため、被保険者も対応できるのではないかと考える。
- (4) 大家族の良さは、家族内で助け合い介護保険に頼らないことなど、単身世帯にはない効用があると考えるので、家族数が多い世帯への配慮を目指してほしい。
- (5) 地域の医療サービスの充実度のような部分に応じた課税方法を要望しても良いのではないかと考える。
- (6) 平等割を廃止することは全体的な流れの中で理解できるが、そこを均等割りに振り分けること自体は、多くの人にとって負担となる。一般会計からの法定外繰入や基金を利用することも検討した上で、諮問されるべきであると考え。税負担を引き下げていく努力は常にしていかなければならない。
- (7) 家族の人数が多ければ負担がかかることは仕方がないと考えている。その中で収入によって軽減措置もされており、課税方式としては諮問のとおりで良いのではないかと考える。
- (8) 保険料水準を平準化していく方針であるが、全体に合わせていくと保険税が相当値上がりする。保険税を下げることも議論をしていくべき。
- (9) 子育てをしている家族は、負担をかけないようにした方が良いと感じる。
- (10) 単身世帯の負担が減少する改正であるが、多くの世帯人数と一緒に住む目標を持たせるように改正した方が良いのではないかと考える。
- (11) 改正を受けるに当たり、当市の医療をもう少し充実させるような何かがあると良いと感じている。
- (12) 多身世帯の軽減は、東京都26市の中でも実施しているところが出ている。子育て世代が当市に転居してくるような施策、いわゆる子ども・子育て支援を国保の中でもやるべきではないかと思っている。
- (13) 東京都から、更に各保険者へ資金を交付すべきと思っている。